

別記

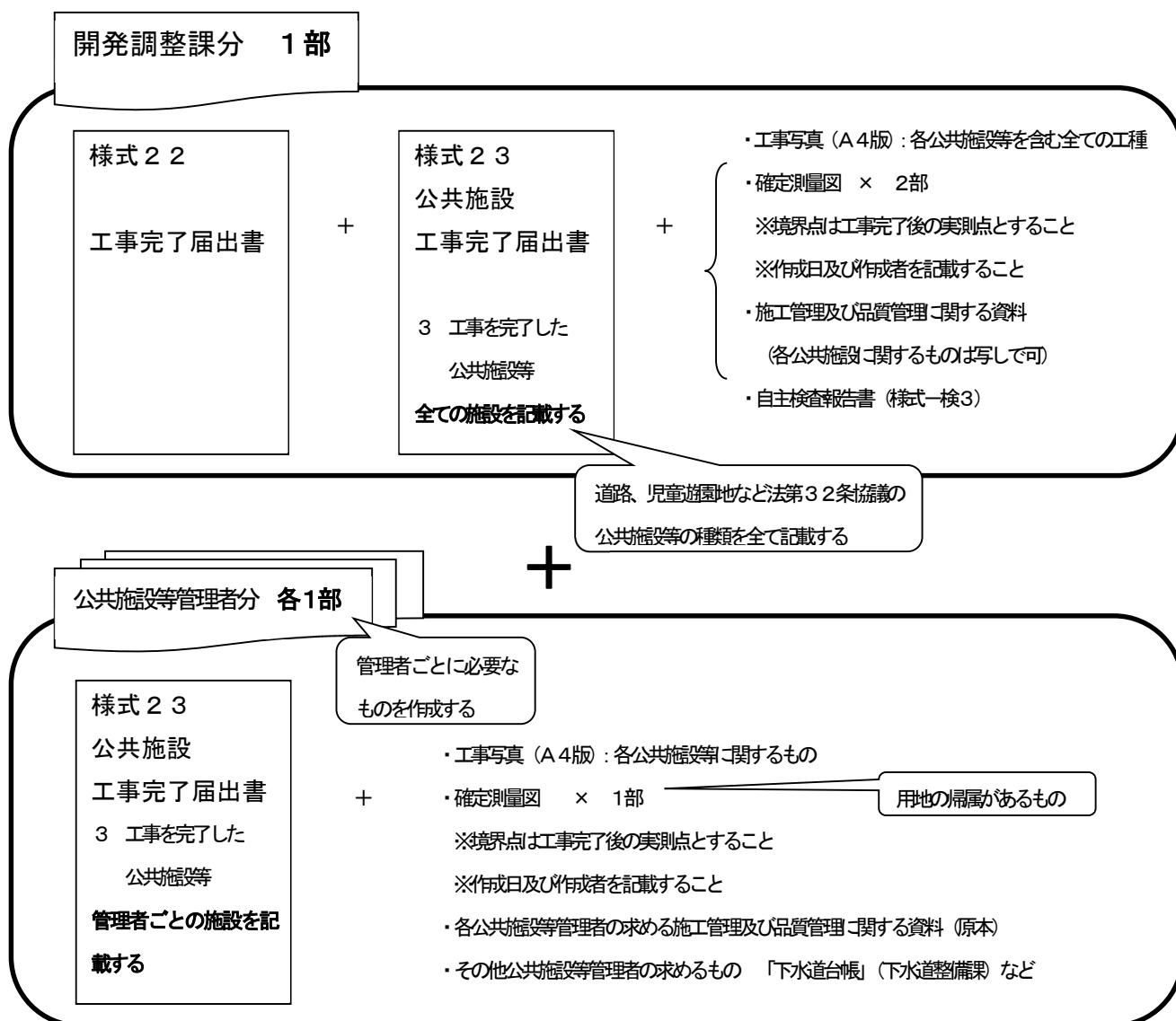
開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで

工事が完了し、つぎの工事完了届出書又は検査申請書を提出する際は、あらかじめ書類に不備等が無いことを再度確認して下さい。

1 都市計画法第36条に基づくもの

【手順1】完了届出書を提出する。(提出先：開発調整課)

注意事項 開発調整課担当職員において届出書類に不備等が無いことを確認したうえで、日付を記入すること。



開発調整課より各公共施設等管理者へ工事の完了検査を依頼する。
(検査依頼が完了したら担当より連絡する。)

【手順2】各施設管理者及び開発調整課と検査実施日を決める。

注意事項 事業者等において、先ず各施設管理者と検査実施日を確定し、その日程を開発調整課へ報告すること。

その結果、開発調整課の検査は各施設管理者の検査終了後に実施することとする。

また、開発調整課の検査を実施する日までに、ガス・水道施設に係る工事の完了検査及び他法令等の処理を終えておくこと。

【手順3】検査（手直し指示がある場合の再検査も含む）を終了したら、都市計画法第39条に基づく公共施設等の移管手続き（移管に必要な書類の提出）を行うこと。

注意事項 各施設ごとに完了検査と並行して移管手続きを行うことが出来るものは、管理者の指示に従い行うこと。



移管手続き完了後、各公共施設等管理者より開発調整課に検査回答書による通知がある。



開発調整課の検査に合格し、各公共施設等管理者の検査回答書が出揃ったら、開発調整課より事業者あてに検査済証の交付を行う。

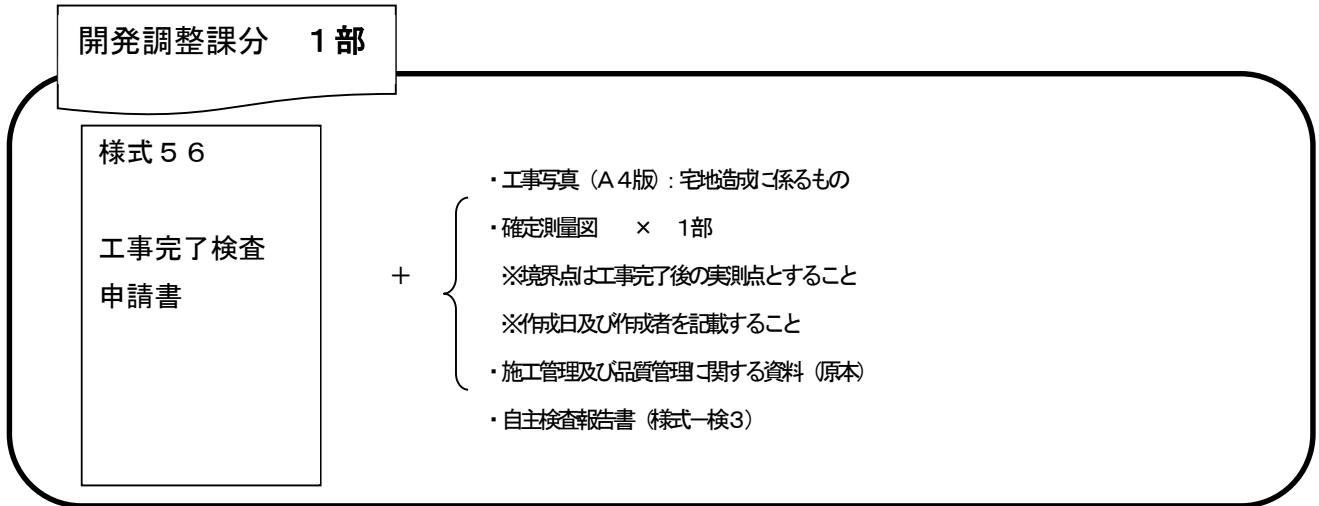


開発調整課より事業者あてに完了公告日を報告する。（大津市役所本館掲示板）

2 宅地造成等規制法第13条に基づくもの

【手順1】 検査申請書を提出する。(提出先：開発調整課)

注意事項 開発調整課担当職員において届出書類に不備等が無いことを確認したうえで、日付を記入すること。



【手順2】 開発調整課と検査実施日を決める。

注意事項 雨水排水の放流先に係る工事、汚水柵の設置工事、水道及びガスの引込みに係る工事等の法令に基づく承認工事がある場合は、これらの完了検査で手直しがあつた場合に、本件許可の工事に影響があることも考えられるため、当該検査の実施日までにそれぞれの許可権者による完了検査を受けておくこと。



検査に合格したら、開発調整課より事業者あてに検査済証の交付を行う。